障害者自立支援法に関する簡潔なパンフレット

先日もこの法の説明・研修会を聴講したが、あまりにも多岐、多様な側面に関係し、配布された資料も膨大なだけに、正直、何が何だかさっぱり要領をえない現状。

「雑学 BN」の「情報等紹介コーナー」で、度々この法に関する資料を紹介し、少しは情報を持っている自分すらこの現状では、当事者や親御さんは更に皆目要領を得ないのでないかと思う。

来月から施行のこととて、各県・市の公式 HP をみれば、明快、簡潔に要領よく紹介している行政もあるのでないかと、ネット検索してみた。

あにはからんや、説明責任のある各市町村の現状もバラバラ。

利用者への説明会でのやりとりすらも載せている行政 HP もあれば、４月から施行というのに障害者自立支援法の文字すら未だ記載されていない行政 HP も。

これじゃあ、行政の窓口担当者の理解力、対応もバラバラだろうなあと、容易に推測される。振り回されるのは、当事者であり、ご家族。これじゃあ、たまったものでない。

ネット検索で辛うじて「これは活用できそう」と思ったのは、厚生労働省／全国社会福祉協議会の作成・発行の「平成１８年４月、障害者自立支援法が施行されます」と題する A４判９ P の新制度説明パンフレット。

この法の概略、手続きの流れ、所得による負担額、負担軽減措置（教育費等）、障害程度区分や支給決定についての「不服審査申立」等が、簡潔に記載されている。しかも、施設入所者当事者、親御さんの関心事である住民票移動に関して、また、同居しながらの医療保険に関しての方策にも、簡単だが記載されている。

恐らく、行政側担当者も理解不足のこの時期、当事者、親御さんは、手続きで行政から説明を受ける時、疑問な時は、「このパンフのどこに関する説明ですか？」と尋ねるために、このパンフをコピーして側に持っていた方が賢明と思う。

何といってもこの法の施行者として最大の責務のある厚労省作成のパンフですものね。

不十分な理解で行政側が説明しかねない時期だけに、当事者、親御さんが持つ資料として、現時点では最低限の適切なパンフと思うので、紹介します。

追伸：パンフレットは、全社協の HP にアクセスすれば、ダウンロードできます。

（2006 年 3 月 6 日　記）